

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第8回）会議録

日 時 令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時00分

場 所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者10名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、長山 ゆかり（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 5名 佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、高橋 和也（花巻青年会議所）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、新田 真理子（公募委員）

市側出席者 8名 菅野 圭（教育部長）、伊藤 真紀子（文化財課長補佐）、佐藤 幸泰（文化財課長補佐）、里舘 いづみ（文化財課文化財係主任）、藤井 保宏（地域振興部長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、熊谷 和（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 市民参画に係る事後評価について 2件

ア 花巻市文化財保存活用地域計画（教育部文化財課）

イ 花巻市市民参画条例（地域振興部地域づくり課）

(2) 市民参画に係る事前評価について 1件

（仮称）花巻市パートナーシップ制度等に関する条例（地域振興部地域づくり課）

(3) その他

ア 市政への市民参画の手引き（案）について

イ 花巻市パブリックコメント制度に関する指針の一部改正について

ウ 市民と市との協働指針について

4 その他

5 閉会

1 開会 （開会 午後1時30分）

大竹課長補佐  
（事務局）

皆様本日はお忙しいところご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員会成立のご報告をいたします。本日は15名の委員のうち、10名の委員にご出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定によりまして、半数以上の委員が出席しておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

また、本委員会は、花巻市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また、会議資料及び議事録を市ホームページに公開いたしますことを申し添えます。

なお、本日は会議録自動作成システムを使用しております。ご発言の際は、マイクのご使用をお願いいたします。

議事に入ります前に、委員の交代についてご報告いたします。本日、皆様のお手元にお配りしております委員名簿をご覧くださいと思います。委員名簿の8番、青年会議所の理事長が交代となっております。前任は佐藤貴哉委員でございましたが、2月から高橋和也委員が就任されましたのでお知らせいたします。なお、残念ながら本日は都合により欠席と申し出をいただいております。

それでは、ただいまより第8回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。初めに佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

## 2 あいさつ

佐藤良介委員長

今日は連休明けのお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。去る2月11日に文化会館で全日本わんこそば大会がございまして、全国各地から180名の食士の方が来ていただいて、大いに賑わったところでございます。今年から応援も許されまして、応援の方も非常に熱を帯びておりまして、非常に盛り上がったわんこそば大会になったと思っております。また、2月11日には石鳥谷の大瀬川でたろし滝の氷柱の測定会がございました。残念ながら今年は氷柱が下まで届かなかったということで測定不可能ということになってございます。豊作を占うたろし滝ということでございますけれども、この後、下まで氷柱が伸びて豊作となることをお祈りしたいなと思っております。また、学校の方ではインフルエンザ等で休校等の措置がとられているところもあるようでございますが、インフルエンザ、コロナはまだまだ感染が出ているということでございますので、お互い気を付けなければならないのかなと思っております。

本日の委員会でございますが、審議事項といたしまして市民参画に係る事後評価については、1件目が花巻市文化財保存活用地域計画、2件目が花巻市市民参画条例について、以上2件でございます。市民参画に係る事前評価については、仮称でございますが花巻市パートナーシップ制度等に関する条例ということですので。以上3件が諮問を受けておりますので、本日の委員会でご審議いただきますようお願いを申し上げます。なお、その他といたしましては、市政の市民参画の手引き案について、花巻市パブリックコメント制度に関する指針の一部改正について、市民と市との協働指針についてということでございます。後で担当課の方から説明がございしますので、よろしくをお願いいたします。それでは今日は議題が多いわけでございますが、スムーズに進行できますように、皆様のご協力をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

大竹課長補佐  
(事務局)

それでは次第3番、審議でございます。

花巻市市民参画・協働推進委員会規則第4条第2項によりまして、ここからの議長は委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

佐藤良介委員長

それでは議長を務めさせていただきます。早速、審議に入りたいと思います。

初めに市民参画に係る事後評価について、2件のうちの1つ目である花巻市文化財保存活用地域計画についてを議題といたします。本日は担当課より、菅野圭教育部長、伊藤真紀子文化財課長補佐、佐藤幸泰文化財課長補佐、里館いづみ文化財課主任の4名の方に出席いただいております。それでは早速ですが、説明をお願いいたします。

菅野部長

教育部長の菅野です。どうぞよろしく申し上げます。

(教育部)

県内では初の文科省認定となりましたが、教育委員会の文化財課が策定いたしました花巻市文化財保存活用地域計画について、市民参画が終了いたしましたのでご報告いたします。詳細につきましては、担当しております里館からご説明いたします。

里館主任

(文化財課)

花巻市文化財保存活用地域計画担当者の里館と申します。

参画の対象について、対象の名称は花巻市文化財保存活用地域計画で、計画等の策定日は令和5年12月15日となっております。こちらは文化庁から認定を受けた日を記載しております。対象区分は市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更となっております。対象の内容について、目的は市内各地域の文化財及びその周辺の総合的な保存・活用を図るとともに、文化財を通じた地域の活性化に資するためとなっております。内容といたしましては、市区域における未指定を含む文化財の保存及び活用に関する基本的な方針と、保存及び活用を図るために市が講ずる措置の内容、文化財を把握するための調査に関する事項となっております。計画期間は令和6年度から令和13年度までの8年間となっております。

次に、実施した方法の詳細についてに移ります。方法①ですが、花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会からの意見聴取を行っております。周知方法及び時期につきましては、開催日の2週間以上前に郵送により通知をいたしました。実施の時期、場所及び回数等につきましては、当初は令和5年2月、5月、7月の3回を予定しており、実際には令和5年2月10日、5月15日、7月24日の3回開催いたしました。対象者につきましては、花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員計10名となっております。内訳は資料のとおりとなっております。実施結果、意見提出者数及び提出件数等ですけれども、こちらも資料のとおりとなっております。結果公表の方法及び時期につきましては、当初の予定としましては令和5年3月、6月、8月の3回、市ホームページに協議会の開催結果を公表することとしておりましたが、実際は令和5年3月6日、7月21日、7月28日の3回公表しております。市民参画により効果があったことにつきましては、様々な立場の委員から意見を聴取して計画に反映させることで、内容をより深めることができたと考えております。また、文化財保護法によって、計画作成の過程においては、協議会から意見を聴取することとされておりますので、その条件を満たすことができました。予定を変更して実施した内容につきましては、結果公表の方法及び時期について、1回目につきましては予定どおりに実施できましたが、2回目の協議会の会議結果の事務手続きが少々遅くなってしまったために公表が7月となってしまいました。また、3回目の協議会については、会議結果が早めに完成したため、当初予定の8月ではなく7月中に公表しました。反省点ですけれども、概ね当初の計画どおりに進めることができましたが、先ほど申し上げましたとおり、第2回の会議結果の公表が遅れたところが反省点となっております。

次に方法②、花巻市文化財保護審議会からの意見聴取に移ります。周知方法及び時期は開催日の2週間以上前に郵送により通知いたしました。実施の時期、場所及び回数等の内訳につきましては、令和5年3月と8月の2回を予定しておりまして、令和5年3月22日、8月21日の2回開催をいたしました。対象者につきましては、花巻市文化財保護審議会の委員10名、こちらは全員が学識経験者となっております。内訳は資料のとおりです。実施結果、意見提出者数及び提出件数等につきましては資料のとおりとなっております。結果公表の方法及び時期につきましては、市ホームページの協議会の開催結果をもって公表としまして、予定では令和5年4月と9月に1回ずつの予定でしたけれども、実際には令和5年6月2日と11月30

日に公表となりました。市民参画により効果があったことについては、関係団体として多様な分野の学識経験者から意見を聴取し、計画に反映させることで、より計画の内容を深いものにすることができたと考えております。また、文化財保護法によって、計画作成の過程においては文化財保護審議会から意見を聴取することとされておりますので、その条件を満たすことができました。予定を変更して実施した場合の内容と理由ですけれども、結果公表の方法及び時期について、1回目は会議録の作成に時間を要しまして、5月末に完成したために公開が6月となりました。2回目は会議結果に関する事務手続きが遅くなったために公開が11月となってしまいました。反省点ですけれども、概ね当初の計画どおりに進めることができましたが、全体を通して会議結果の公表が遅れたところが反省点となります。

方法③に移りまして、花巻市文化財保存活用地域計画(素案)に関するパブリックコメントを実施しております。周知方法及び時期につきましては、当初の予定では広報はなまき令和5年5月15日号に掲載する予定でしたが、実際には広報はなまきの令和5年6月1日号に掲載となりました。また、ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知し、素案については当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、保健センター、花巻市博物館、花巻市総合文化財センターに備え付けました。実施の時期につきましては、当初の予定どおり令和5年6月1日から7月1日の31日間で実施しました。対象者は全市民となります。実施結果、意見提出者数、提出件数等につきまして、意見の提出者数、件数ともに0件となっております。素案の閲覧者数は備え付けた素案とホームページを合計して109件となります。結果公表の方法及び時期につきましては、令和5年7月19日に市ホームページに掲載するとともに、素案を備え付けた市内各所に結果を備え付けました。市民参画により効果があったことにつきまして、意見の提出が0件だったために計画の内容に反映させるには至りませんでした。多くの方に素案を閲覧いただきました。また、文化財保護法によって、計画作成の過程においては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされており、その条件を満たすことができました。予定を変更して実施した場合の内容と理由ですけれども、当初は広報はなまきの5月15日号に掲載する予定でしたが、広報の掲載期限に間に合わなかったために次号の6月1日号への掲載となりました。反省点ですけれども、広報はなまきへの掲載が当初の予定より遅れたことで、パブリックコメント実施前の周知期間が短くなってしまったことが反省点となります。説明は以上となります。

佐藤良介委員長

令和5年12月15日にこの計画が策定されたということによろしいですね。  
皆さんのお手元に資料 No. 1 が配布になっておりますので、この計画の概要についても簡単にご説明いただければと思います。

里館主任  
(文化財課)

計画の概要につきましては、皆様にお配りしております資料 No. 1 の概要版をご覧ください。こちらは花巻市で作成したものに文化庁が修正を加えたものとなりますが、計画の内容を短くまとめたものになります。花巻市の指定文化財や未指定文化財の件数、あとは歴史文化の特徴というところが地域計画で大きいところですので、1から7までのキーワードを抽出して記載しております。そして今後花巻市で文化財保存活用地域計画を実施していくに当たりまして、市内関係機関、関連団体といった推進体制につきまして1ページ目の一番下に記載しております。2ページ目につきましては、その計画を進めていくに当たっての課題から基本方針を取り上げまして、今後こういった形で進めていきますというところを記載しており、「受け継ぐ」から「活かす」まで5つの項目を取り上げて書いております。

3 ページ目の措置の例につきましては、2 ページ目で取り上げました方針のアからオに係るそれぞれの事業ですとか具体的な取組を記載しております。こちらには今実際に取り組んでいるもののほか、今後こういったことをやっていきますというところを記載しており、計画の中ではもう少し多く記載しております。計画の概要につきましては以上となります。

**佐藤良介委員長** それでは市民参画について、3つの方法で実施したということですので、1つずつ皆さんからご質問ご意見をお伺いしたいと思います。

まず一つ目といたしまして、花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会からの意見聴取ということですが、これについてご質問ご意見ございますでしょうか。10名で構成されているようですが、代表の方はどなたでいらっしゃいますか。

**里館主任  
(文化財課)** 会長は大原皓二さんで、方法②で取り上げております文化財保護審議会の会長も兼務している方になります。

**佐藤良介委員長** 分かりました。他に何かご質問ご意見ございませんか。

結果の公表の2回目が7月21日で3回目が7月28日ということで、公表が遅れたということが書かれておりますが、よろしいでしょうか。

それでは次に方法②ですが、花巻市文化財保護審議会からの意見の聴取ということですが、これについて何かご質問ございませんでしょうか。

**菅原委員** 先ほどもですけれども、予定よりかなり遅れていて、事務処理とかで遅くなったとありますが、何か特別な理由があったのでしょうか。それから、予定で期限を設けているんですけれども、その期限に従って進めていくということではないのでしょうか。2ヶ月も遅れたというのが気になりまして、その遅れた理由をお聞きしたいなと思いました。でなければ期限をあえて設けなくてもよかったのかなと思ってしまいますので、期限があるということはそれに合わせてやるべきではないのかなと思いました。

**菅野部長  
(教育部)** おっしゃるとおりでございます。やはり、仕事をやっていく上で、計画を立てて進めていく、その上で計画どおりに実行するというのが基本ですけれども、担当者が限られている中で、多忙であったり、手続きを忘れていたりということがあったんじゃないかと思えますけれども、そこはこの計画に限らず、一般的に事務を進めていく上での反省点だと考えてございます。

**佐藤良介委員長** 理由としては多忙であった、あるいは忘れていたこともあるということでしょうか。それでは、事務局お願いします。

**大竹課長補佐  
(事務局)** 菅野部長がご説明したとおりですけれども、ルール上のお話を申し上げますと、ホームページでの公表につきましても確かに予定より遅れてはございますが、次の会議の前には公開になっているということがございます。また、パブリックコメントなどにつきましては、計画策定前の公開ということが指針で定められている内容でございますので、ガイドラインに反するものではないということだけ付け加えさせていただきますと思います。

**佐藤良介委員長** 菅原委員のお話ですと、事前に予定を組んでやっているわけだから、そのとおりやらなければいけないのではないかということなんですけどね。

大竹課長補佐  
(事務局)

市民参画計画を審議いただいているわけですので、私どもといたしましても、なるべく計画のとおり進めてくださいということで各課と話をしておりますが、なかなか別業務との兼ね合いもございまして遅れてしまうということもあります。私どもといたしましても、今申し上げましたように計画の進捗状況がどうなっておりますかというお声掛けはこれからもさせていただきながら、進行管理等に努めてまいりたいというように考えてございます。よろしく願いいたします。

佐藤良介委員  
長

あくまでも計画に則って市民参画が行われるわけでありますので、どのような理由があるにせよ、ある程度計画どおりに進めていただくというのが原則ではないのかなと思います。皆さんの方から何かご質問、ご意見ございませんか。

それでは次に方法③のパブリックコメントの実施について、何かご質問ご意見がありましたらお願いいたします。太田委員お願いします。

太田委員

パブリックコメントで109件の閲覧があつて、意見は0件という結果でした。参画の方法というよりは、その先のことも含めてなんですけれども、実際に文化財を活用していくということが目的の計画だと思うんですけど、実際に見る人が少なかったのか多かったのか109件という数字を判断するのは難しいのですが、見てもらうための努力とか、工夫しようとしたことがあったら伺いたいなと思ったところです。

里館主任  
(文化財課)

計画の中身が非常に膨大となっておりますので、ただ計画を備え付けるだけでなく、資料につけました概要版として3ページに短くまとめて、少しでも手に取りやすくしたところが工夫した点かなと思います。

太田委員

ありがとうございます。この概要版も併せてお示ししてきたところですね。計画の縦覧の期間は終わったと思いますが、ますます使われやすいものになっていくといいかなと思うので、引き続きいろいろな工夫を検討いただければなと思います。

佐藤良介委員  
長

広報はなまき5月15日号に掲載する予定が6月1日号の掲載となり、パブリックコメントがスタートする日に広報掲載になったということです。これについては何か具体的な理由というのはあったんですか。

里館主任  
(文化財課)

事務手続きの事情になりますが、5月15日号の広報に掲載するためには4月10日までに広報担当に掲載の希望を出さなければならないんですけども、どうしても間に合わせることはできませんでしたので、5月15日号の掲載が難しくなってしまったというのが理由になります。次に広報に掲載できるのが6月1日号ということだったので、開始日と同日に発行される広報に掲載となってしまったところです。

佐藤良介委員  
長

皆さんからご意見ございませんか。多田委員お願いします。

多田委員

パブリックコメントの意見が0件ということでしたが、意見のあるなしに関わらず、意見を聴取した、そういう手立てをとったことで条件を満たしたという評価ですよね。

パブリックコメントで意見が出なかったことについて、それで100%OKという方向に進んだのか。なぜ意見が出なかったのかなど再検討とかは、なさらないんですね。

菅野部長  
(教育部)

計画については2つの審議会、協議会を通して審議していただいていますし、その前提に文化庁とのやり取りでこういうふう書きなさいという指導で何度も修正したりというのがあります。市民の方々からご意見をいただけなかったのは残念なことですが、そうやって策定した経緯もございますので、改めてまた市民からということまでは至らなかったところです。市民の皆さんから意見はいただけなかったんですけども、計画策定の前に下地として各コミュニティ地区を回って、その地域の指定になってない文化財を聞いたりということもありました。計画自体はなかなか難しい内容ですので、親しみにくいということもあるのかと思いますけれども、計画策定の下地の部分で地域を回ってお話を聞いたということもありますので、そこでカバーできるかなと思っております。

佐藤良介委員長

他にございませんでしょうか。それでは関上副委員長、お願いします。

関上副委員長

以前にもアンケートのような形で文化財についての調査をしたことはあるんだろうと思うんですけども、以前の場合はこれぐらいの調査に対してこれぐらいの意見が出てきたとか、今回の場合は比較はしなかったのでしょうか。意見が0件というのはちょっとどうかと思っただけの質問でした。

伊藤課長補佐  
(文化財課)

文化財の所有者に対して、現時点で困っている状況はありますかとか民俗芸能を続けていらっしゃるかどうかというアンケートは定期的にとっておりますが、今回のように花巻市全体の文化財をどうするかといったことに対してのアンケートは今まで実施したことがございません。パブリックコメントに関しても、個別の何々神楽、何々の仏像、何々神社みたいなことにお聞きしたものではありませんので、市民の皆様には身近に感じられなかったので、ご意見が来なかったのかなと分析してございます。

佐藤良介委員長

他にございませんでしょうか。

それでは他にご意見ご質問は無いようでございますので、評価に移らせていただきたいと思います。市民参画職員チームの評価としては適切であるという評価でございますが、当委員会としてはどのような評価にしたらよろしいでしょうか。

パブリックコメントの周知の期間が遅れてしまったということもありますし、結果の公表が予定よりもかなり遅れたということもありますので、「改善の余地あり」ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤良介委員長

それでは「改善の余地あり」ということにいたしたいと思います。これをもちまして、花巻市文化財保存活用地域計画についての審議を終わります。ありがとうございました。

次に事後評価の2件目でございますが、花巻市市民参画条例についてを議題といたします。本日は説明者といたしまして、地域振興部の藤井保宏部長、地域づくり課大竹誠治課長補佐、地域づくり課市民協働係藤村真由美係長の3名に出席していただいております。それでは、ご説明をお願いいたします。

藤井部長  
(地域振興部)

市民参画の推進につきましては地域振興部地域づくり課で担当しておりますので、私の方から市民参画条例についての市民参画報告についてご説明したいと思います。

対象の名称につきましては、花巻市市民参画条例であります。対象区分は特に必要と認められるものということでもあります。計画等の策定日ではありますが、皆様方にお示ししております資料No. 2の内容の条例として昨年12月7日に議会において承認をされたところでありまして、この日が制定日となります。対象の内容につきまして、目的は花巻市まちづくり基本条例第12条第2項の規定に基づいて、市民の参画に関する基本的な事項を定めるというものであります。内容につきましては、本市におけるまちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃は、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて意思表示をする機会が保障されており、市民参画条例は、市民参画についての基本的な事項を規定するものであります。議決日、施行日につきましては記載のとおりではありますが、今年の4月1日から施行するものであります。関係法令につきましては花巻市まちづくり基本条例であります。

2番の実施した方法の詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

藤村係長  
(地域づくり課)

実施した方法の詳細についてですが、2つの市民参画の方法を実施いたしました。方法①、花巻市市民参画・協働推進委員会で行っていただいた審議になります。実施した内容につきまして、周知方法及び時期は開催日の2週間以上前に郵送により通知をいたしました。実施の時期につきまして、予定では令和5年3月、7月の2回としておりましたが、実際には令和5年4月、7月、11月の計3回実施したことになります。対象者は花巻市市民参画・協働推進委員会の委員の皆様15名になります。実施した結果、意見の提出者数、意見の提出件数につきまして、1回目の会議の令和5年4月14日は13名の委員の方々に出席をいただきまして、花巻市市民参画条例素案及び同条例施行規則素案について説明し、ご意見等はございませんでした。2回目は令和5年7月31日に実施いたしまして、11名の出席をいただいております。パブリックコメントを5月から6月にかけてやっております。この会議ではそちらの実施結果後の修正案について説明をさせていただきました。こちらで委員の皆様から質問が3件とご意見を1件頂戴しております。3回目につきましては、令和5年11月2日に開催いたしまして、13名の委員の方々に出席をいただきました。内容は、議員説明会での意見を踏まえて、改めて市民参画条例案についての検討の結果についてご説明し、こちらについてのご意見はありませんでした。結果の公表の方法及び時期につきまして、1回目の会議結果は5月2日に市のホームページに掲載をしております。2回目の実施結果につきましては、8月17日に掲載しております。3回目の実施結果につきましては、11月20日にホームページにて掲載をいたしております。実施した方法の自己評価についてですが、市民参画により効果があったことについては、審議会では、これまで本市がまちづくり基本条例と市政への市民参画ガイドラインにより行ってきた市民参画に対する評価・検証をいただき、他市が条例で定めている内容と不足はないとの評価をいただきました。こうした過程を通じまして、本市と他市の市民参画について比較検討することができたこと、また、改めてまちづくり基本条例の制定に至るまでの経緯や規定されている内容、市民が意見表明する機会を保障する内容について検証する機会ともなりました。

予定を変更して実施した内容と理由についてですが、パブリックコメントでいただいたご意見について、市として対応できる方法の検討に時間を要したこと。また、



パブリックコメント開催後の8月に実施した議員説明会でいただいたご意見を踏まえ、市民参画条例の制定を規定しているまちづくり基本条例の内容と制定に至るまでの経緯を改めて整理し、条例案の内容を再度検討したことから、計画では9月議会への上程を目指しておりましたが、12月議会への上程に変更しました。3回目の審議会を追加で開催させていただき、検討結果について説明を行いましたことから、実施時期が遅れたものになります。

方法②、花巻市市民参画条例(素案)パブリックコメントです。周知方法及び時期につきましては、令和5年5月1日号の広報に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送、報道機関への依頼により周知をいたしました。条例素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付けをいたしました。パブリックコメントの実施時期につきましては、令和5年5月10日から6月8日の30日間実施いたしました。対象者は全市民になります。実施結果、意見提出者数、提出件数などにつきましては、意見を3名の方から3件いただいております。素案の閲覧件数につきましては335件、内訳といたしまして施設への備付が34件、ホームページでの閲覧が301件になります。結果公表の方法及び時期につきましては、令和5年9月26日に市ホームページへ掲載をいたしました。実施した方法の自己評価についてですが、市民参画により効果があったことについて、市のホームページの他に市内各施設に備え付けた条例素案や資料について閲覧していただき、多くの市民に市民参画条例(素案)を通して、市民参画の仕組みについてお示しできました。パブリックコメントの実施方法についてのご提案をいただいたほか、協働のあり方や推進の方法など今後の市民参画・協働の推進を検討する上で貴重なご意見をいただきました。予定を変更して実施した内容と理由についてですが、パブリックコメントでいただいたご意見について、市として対応できる方法の検討に時間を要したこと、また8月に開催いたしました議員説明会でいただいたご意見を踏まえ、市民参画条例の制定を規定しているまちづくり基本条例の考え方、制定経緯を改めて整理し、市民参画条例を制定する意義や考え方を再度確認した上で条例案の修正に時間を要したことから、当初の予定よりもホームページへの掲載が遅れたものになります。以上で説明を終わります。

佐藤良介委員長

花巻市市民参画条例について、2つの市民参画の方法を行ったということであり、初めに審議会その他の附属機関における委員の公募ということで、花巻市市民参画・協働推進委員会を開催して意見を聴取したということでもあります。当初は3月、7月の2回の開催予定でしたが、4月、7月、11月の3回実施したということでもあります。これについてご質問ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に2番目のパブリックコメントの実施について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

それでは、私から伺います。パブリックコメントの実施方法についての提案をいただいたとありますが、具体的にはどのような提案だったのでしょうか。

藤村係長  
(地域づくり課)

具体的にはパブリックコメントの設置場所の増設というご意見と、パブリックコメントを設置する場合の資料の設置の仕方や表示の方法について、もう少しわかりやすくした方がいいのではないかとご意見をいただきました。

それから市民参画条例に関することではなかったんですけども、協働についてどのように推進していくのかというご意見をいただいております。そちらにつきましては市民参画条例とは別に、制定後に検討するというところで回答を差し上げてお

ります。

**佐藤良介委員長** 何かご質問ございませんか。太田委員お願いします。

**太田委員** 方法に関しては、以前からこの委員会でもこういうふうに進めていくということで伺っていた進め方だなということは承知しておりました。その上で議員説明会も行って、その中でもご意見が出てきていたというところでしたけども、差し支えない範囲でどういったご意見があって反映されていたのかなというのを改めておさらいしておきたいと思ったところです。意図としては、我々のこの委員会に出てきている意見とパブリックコメントの意見に加えて、議員の皆さんからも一応チェックという形でのご意見だったかなと思うんですけども、結構重要な指摘もあったのではないかなということで、我々の方からも今後こういう場で話を出すというときに、どういったような話があったか今聞いておけると今後の視点をいただけるかなと思ったところでした。

**大竹課長補佐  
(地域づくり課)** 議員説明会であったご意見でございますけれども、市民参画そのものを促進するという考えをこの中に入れないのかということがございました。その点についてどのようにしたらいいかということの検討に時間を要したというところであります。いただいたご意見について再検討した結果、委員の皆様にもご説明申し上げてきましたとおり、市民参画条例はまちづくり基本条例の第12条に規定している市民参画を保障する。その考えに基づいて手続きの具体を定めるもので、市民参画に取り組んでいくこと自体は、最高規範としているまちづくり基本条例の第5条、まちづくりの基本原則に市民の意見を取り入れていくことに努めて、参画と協働によるまちづくりに取り組んでいくと既にあるものですから、その手続き等の具体的なことを規定していくのが市民参画条例だと、皆様方に説明しておりました。考え方を再度整理したところではあるのですが、その考えに基づきまして、12月議会で提案をさせていただいて、議決をいただいたところでございます。

**太田委員** ありがとうございます。今回の市民参画条例だと市民参画の保障をするということで、方法を規定することが主眼であるということですね。  
今後まちづくり基本条例に立ち返って、市民参画をどのように推進していくのかとか、その他の部分でも触れることだと思うので、そこは後ほどお話を深めていきたいなと思います。

**佐藤良介委員長** 他にはご質問、ご意見ございませんでしょうか。では、関上副委員長お願いします。

**関上副委員長** 市政への市民参画の手引きの案を拝見させていただいたんですけども、大変素晴らしいものが出来上がっているなと思います。特に私は、見える化をぜひともしっかりやっていただくことで、市民の参画がどういう方法で具体化されていくのかということが分かりやすくなるはずだということで、それにお応えいただいて作成していただいたのではないかと感じておまして、4ページ、5ページを見ますと大変分かりやすい図になっているなと思っております。それに加えて、それ以降の言葉の説明とかもすごくよくできているなと思います。これを今後どのような形で市民の方々に公開していくのかというところをお聞かせいただければ嬉しく思うんですが、いかがでしょうか。

大竹課長補佐（地域づくり課） ありがとうございます。その点につきましては、パートナーシップ制度をご審議いただいた後に、その他の部分で詳しくお話をさせていただければと考えてございます。

佐藤良介委員長 その他の中で市政への市民参画の手引き案というのがありますので、ここで詳しく説明してもらうことにしています。今回は事後評価についてのご意見ということでお伺いいたしたいと思います。

それでは質問、意見もないようでございますので皆さんの方から評価の方に移りたいと思います。花巻市市民参画・協働推進委員会での意見聴取とパブリックコメントの実施という2つの方法で実施したということでございます。市民参画職員チームの評価としては「適切である」ということでございますが、当委員会の評価としても適切であるということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤良介委員長 それでは「適切である」ということにいたします。

先ほど部長さんからお話がございましたように12月7日の市議会で承認されたということで、令和6年4月1日から施行されるということでございますので、よろしくお伺いいたしたいと思います。

それでは次に、市民参画に係る事前評価について、(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例についてを議題といたします。こちらも同じく地域振興部地域づくり課の担当でございますのでご説明をお願いいたします。

藤井部長（地域振興部） それでは、再度地域づくり課が担当となりますので、私の方から説明させていただきます。その前に、先ほど事後評価についてご審議をいただきましたが、まちづくり基本条例ができてから15年間、様々な形で市民参画条例をどのようにするかということを検討してきて、どのような協議がされてきたかということをご提示し、そのことも踏まえて先ほどの条例について協議していただきました。その中では手引きのあり方や協働の進め方ということまでいろいろと検討していただいたということで、12月7日にこちらから提案した条例が議決されたということで最初に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは事前評価について説明をさせていただきます。名称につきましては(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例であります。対象区分としては、特に必要と認められるものとして考えております。対象の内容であります。目的は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、同法第5条に基づき、市の政策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に資することを目的とするということであります。内容につきましては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、同法第5条に基づき、市の政策の基本となる事項を定めるもの。互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と自治体を認めるパートナーシップ宣誓制度(ファミリーシップ制度及び事実婚等)を盛り込もうとするものであります。また、既存の花巻市男女共同参画推進条例第13条に男女共同参画審議会の所掌事項があり、本条例に係る部分を1項目追加することから、本条例の附則により改正を行うものであります。この花巻市男女共

同参画推進条例は、市民参画ガイドライン上、市民参画を行うべき条例としての例示をしておりますが、パートナーシップ制度に関する条例を制定することで生じる改正でありまして、本改正により花巻市男女共同参画推進条例の趣旨を変えるものではないということから、本条例の市民参画と併せて市民参画を実施しようとするものであります。関係法令につきましては、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、花巻市男女共同参画推進条例、第3次花巻市男女共同参画基本計画であります。議会につきましては、今現在の想定では令和6年9月の定例会に、この条例を提案できればということ考えているところであります。

次から市民参画の具体的方法についての記載がありますが、この部分につきましては担当者から説明をさせていただきます。

藤村係長  
(地域づくり  
課)

それでは説明に入らせていただきますが、まずはパートナーシップ制度についてのご説明を差し上げてから、市民参画計画書の説明をさせていただきたいと思っております。

皆様に事前にお配りしております資料 No. 3-1 から 3-4 を見ながらご説明をさせていただきます。

資料 No. 3-3、広報はなまきの記事をご覧ください。記事の上段の文章の真ん中部分になりますが、日本では人口の3%から10%程度がLGBTであるとの調査結果もありますと記述しております。このLGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として用いられます。LGBTについては、左下の図でお示ししておりますのでご覧ください。性的少数者の方々は、自分が周りからどう見られているか、本当のことを打ち明けて受け入れてもらえるのかという不安を抱えながら生活をしている方も多くと認識しております。そのような中、国は令和5年6月23日に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を制定し、施行されました。この法律の第3条基本理念には、全ての国民がその性的指向又はジェンダーアイデンティティ、性自認とも言われますが、性自認に関わらず等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであり、不当な差別はあってはならないと規定されています。また、法第5条には、地方公共団体の役割として、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策を策定し及び実施するよう努めると規定されています。当市では、これまでも第2次花巻市男女共同参画基本計画の基本目標の一つに、男女共同参画の理解の促進を位置づけておりまして、LGBTの方々と、先ほどの広報にありますようにQをつけてLGBTQと表記することもあります。性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を実施してまいりました。具体的には、性的少数者への理解促進についてのセミナーの開催や県の男女共同参画センターが行う出前講座を市内の中学校、高校で実施していただくなど、理解促進に向けた取り組みを行っておりますほか、性的少数者の方々と業務上接することが想定されることから、必要な配慮などについて職員に対しても研修を行っているところであります。さらには、こうした取組の一環として、この広報記事でございますが、5月17日のLGBT嫌悪に反対する国際デー、日本では多様な性にYES!の日として記念日認定されていることから、この日に合わせて市としても平成30年度から毎年広報に記事を掲載しております。

なお、これらの取り組みについては令和6年度からを計画期間とする第3次花巻市男女共同参画基本計画においても継続して取り組もうと考えているものです。

次に、市で導入を検討しておりますパートナーシップ宣誓制度ですが、この制度

は性的少数者のカップルの関係について、制度を定めたそれぞれの自治体が証明するものであります。東京都渋谷区とNPO法人虹色ダイバーシティが行った合同調査、令和5年6月28日時点のものが最新となりますけれども、これによりますと全国で328自治体が制度を導入しています。性の多様性に関する理解が進む中で、全国的に制度の導入に向けた動きが広まっています。県内ではお配りしている資料No. 3-1にありますとおり、令和4年12月に一関市が導入したのを初めとして、現時点で4自治体が制度を導入したほか、本年4月には北上市、紫波町、大船渡市でも導入する予定となっており、今後ますます導入が進むものと見込んでいるところですが、いずれの自治体も要綱による制度の導入であります。制度を導入している自治体の例を見ますと、制度利用者へ提供するメリットとして、公営住宅への入居が可能となることや、病院でパートナーが家族と同じように病状説明を受けることが可能になるなどの例があるようですが、その内容は導入している自治体ごとに根拠や交付できる書類、対象等が異なり、同性に限らず事実婚パートナーも対象としている自治体もございます。なお、一般的にパートナーシップ宣誓制度は自治体ごとの導入であるため、転出によって自治体が認定した効力が失われたり、転出先で利用申請する際に職員に再度カミングアウトをしたりすることが利用者の心理的負担になると指摘されております。また、自治体が発行するパートナーシップ証明書などは、公的な証明ではあるものの、パートナーシップ制度自体に法的な根拠はないことから、健康保険の被扶養者や所得税の配偶者控除が受けられないなど、法律上の夫婦と比べて不公平と感じる当事者の方々は少なくないのではないかと考えます。パートナーシップ宣誓制度については、法的に認められた婚姻関係ではないことから、先ほど申し上げた転出された際などに当事者に新たな心理的負担を生じさせる可能性もありますが、性的少数者の方々は自分が望んだパートナーと結婚する手段が現在の法律においては少ないことから、導入を望む声の一定程度あること、また導入することによって、パートナーとして、自治体から認められることなどにより、当事者の方々が生活していく上で感じている不安を一部でも解消する手立てとなる可能性も認識しており、このことは意味のあることと考えております。

お手元にお配りしている資料 No. 3-2をご覧ください。こちらは令和5年第1回花巻市議会定例会での市政方針演述の中で市長が述べたものになりますが「制度の導入について市民全体の理解を得る必要があるとの認識のもと、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例の整備が必要ではないかと考えるところでありまして、条例整備に向けた検討をさらに進めているところであります。」と表明いたしました。その後、条例の制定に向け、先進事例の調査を行いながら、当市として制度の内容を検討してきたところであり、市としては、同性に限らず、いわゆる事実婚を含めたパートナーシップとお二人のお子様や親を家族と同じような関係として認めるファミリーシップ制度も併せて導入することとし、この内容について市民の皆様のご意見を聞く市民参画を行った上で、最終的には議会での議論、議決を経て制定される条例による整備を進めているところです。

制度の内容につきましては、先行導入している盛岡市の例が、現在当市で考えている内容とほぼ同じでございますので、お手元にお配りしている資料 No. 3-4の盛岡市のガイドブックをご覧くださいと思います。まず1ページ目を開いていただきますと、制度の考え方を紹介しております。第1段落目で制度の導入の考え、第2段落では制度の概要、第3段落でパートナーシップだけではなくファミリーシップについても触れております。そして最後の段落には、法律上の婚姻との違いも示した上で、当事者を市が応援するものであるということを記述しております。

次に2ページをお開きください。こちらは制度の対象者になります。こちらはあくまでも盛岡市の考えとなりまして、現時点で当市が参考とさせていただいている

ものということをご了承いただきたいと思います。こちらには制度を利用できない方、例えば近親者がどの範囲に当たるのかということについて、図で示しているものになります。

3 ページ目には手続きの流れ、4 ページ目には手続きに必要な書類、5 ページ目には宣誓後に市から差し上げる書類について受領証明書とか受領書カードといったものになります。6 ページ、7 ページ目には宣誓後に発生した事由による手続きなどを紹介しております。

12 ページ、13 ページをお開きください。こちらには宣誓後に利用可能な盛岡市の行政のサービスが紹介されております。花巻市でも制度が導入された際にはこういった形でサービスを提供させていただきたいと思っておりますが、こちらはあくまで盛岡市の例としてご紹介いたします。盛岡市には市立病院がございますので、そこでの病状説明というものも含まれております。

14 ページには宣誓後に利用可能となる岩手県のサービス、民間のサービスも紹介されておりますが、民間のサービスにつきましてはそれぞれの事業者の判断となることです。

最後に 15 ページになりますが、盛岡市の制度の根拠となる要綱が記載されております。以上盛岡市を例に、制度のご紹介させていただきました。ただいまご紹介しましたように、制度を実施するに当たっては、市民の皆様だけではなく、市内の事業所、医療機関などのご理解とご協力が必要となりますので、そうした意味でも市民参画を行い、なるべく多くの方に市の考え方を知っていただき、ご意見をいただきたいものです。

そして最終的に制度の導入を決定するのは市民の代表であります市議会議員の皆様にご議論をいただき、議決により、条例で定めたいと考えているものになります。以上で現時点での国や県内の状況と市の考え方についての説明とさせていただきます。

佐藤良介委員長

ただいまパートナーシップ制度についての説明がございましたけど、皆さんの方から質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

よろしいですか。なければ市民参画の方法に入りたいと思います。

それでは市民参画の説明をお願いいたします。

藤村係長  
(地域づくり課)

それでは引き続き市民参画計画書の説明をさせていただきます。

先ほど藤井部長より上段の市民参画の対象についてご説明をいたしました。繰り返しになりますけれども、(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例はガイドライン上、市民参画の対象とはなっておりませんが、市として重要な内容であるとの考え方から、特に必要と認められるものとし、市民参画を行いたいと考えているものになります。また、既存の花巻市男女共同参画推進条例については、市民参画対象となっている条例ではございますが、こちらのパートナーシップ制度等に関する条例の中の一部改正として、併せて市民参画を実施させていただきたいということも再度お話しさせていただきます。市民参画を実施する場合には、パートナーシップ条例の素案に合わせまして、花巻市男女共同参画推進条例の新旧対照表という形で皆様にお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは選択した市民参画の方法について、3つの方法を選択しておりますので、順番にご説明をさせていただきます。

方法①、審議会その他の附属機関における委員の公募として、男女共同参画審議会による審議を予定しております。実施時期及び回数につきましては、令和6年3

月に条例制定の考え方の説明及び素案たたき台の審議をいただきたいと思っております。2回目は令和6年4月、パブリックコメントに提示する条例素案に係る説明と審議を予定してございます。令和6年7月はパブリックコメントでの意見を踏まえた条例案に係る説明、そして併せて諮問と答申をいただきたいと考えております。周知方法及び時期につきましては、各開催日の2週間以上前に郵送により通知をしたいと思っております。対象者については、男女共同参画審議会の委員15名となっております。商工会議所や教育現場の方、それから労働基準監督署長の方と警察、医療関係者の代表者といった市内の事業所の方々の他に公募委員も含まれているという構成になっておりますので、様々な立場からご意見を頂戴できるものと思っております。結果の公表の方法及び時期につきましては、各審議会開催後に市のホームページに掲載をする予定となっております。方法や時期を選択した理由につきましては、男女共同参画審議会が花巻市男女共同参画推進条例第13条第1項に基づき、男女共同参画基本計画の策定及び変更に関する調査審議するために設置された諮問機関であるため選択いたしました。条例案等を示すこととし、審議会でのご意見をパブリックコメントでの条例案に反映させるため、上記の時期を選択いたしました。

次に方法②、審議会その他の附属機関における委員の公募としまして、名称は花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への意見聴取とさせていただきたいと思っております。実施時期及び回数につきましては、令和6年5月中旬から6月中旬に4回を想定しております。これは花巻市地域自治推進委員会と各地域協議会で各1回ずつということで計4回を想定しているものになります。周知方法及び周知時期につきましては、各開催日の2週間以上前に郵送により通知をいたします。対象者につきましては公共的団体から推薦されたもの、学識経験を有する者、公募による者となっております。花巻市地域自治推進委員会は14名、大迫地域協議会は15名、石鳥谷地域協議会は15名、東和地域協議会が15名となっております。結果の公表及び実施時期につきましては、地域自治推進委員会及び各地域協議会の開催結果のホームページへの掲載をもって公表としたいと考えておまして、令和6年7月を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、花巻市地域自治推進委員会条例第2条及び花巻市地域自治区設置条例第8条第2項の規定により、地域自治推進委員会及び各地域協議会への意見聴取を行うため、上記の時期を選択したのになります。地域自治推進委員会を選択した理由といたしましては、地域の方々に関係する内容となっておりますことから、多くの方々を知っていただきたい内容でありますので、この委員会に意見聴取をしたいということで考えたものになります。

次に方法③、パブリックコメントの実施になります。名称は(仮称)花巻市パートナーシップ制度等に関する条例(素案)パブリックコメント、実施時期及び回数につきましては、令和6年5月中旬から6月中旬の30日間を予定しております。周知方法及び時期につきましては、広報はなまき令和6年5月15日号と市ホームページに掲載するほか、SNS、FMはなまき、有線放送等により周知をいたします。なお、条例素案につきましては、当課及び総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館、花巻市情報発信センター(ぷらっと花巻)と花巻市定住交流センター(なはんプラザ)などに備え付ける予定にしております。結果の公表の方法及び時期につきましては、市ホームページに掲載するとともに、男女共同参画審議会において報告をすることとして、時期は令和6年8月を予定しております。方法や時期を選択した理由につきましては、多くの市民が意見を述べるができる方法として選択をいたしました。パブリックコメント後の意見集約及び市民からの意見を条例へ反映させるための十分な検討期

間を考慮し、上記の時期を選択いたしました。

計画・条例等の全体スケジュールになります。一番上が事務局の流れになりますけれども、現在素案のたたき台を作成しております。方法①の審議会につきましては、こちらの市民参画計画を花巻市市民参画・協働推進委員会で適切との評価をいただきましたならば、3月に1回目の男女共同参画審議会を開催する予定としております。2回目につきましては、先ほども申し上げましたとおり、4月下旬に開催をさせていただきます。方法②と方法③、地域自治推進委員会、地域協議会への説明とパブリックコメントは同時期に開催させていただきたいと思っております。ご意見がたくさんいただけたらと思っておりますので、併せて検討させていただきます。そして7月に公表という形で整理をさせていただきたいと思っております。7月に公表いたしましたならば、9月での議会への上程を目指しているということになります。説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**佐藤良介委員長**

市民参画の方法としては三つの方法で実施するというのですが、それについてご意見をお伺いしたいと思っております。

まず初めに男女共同参画審議会での意見聴取ということでございますが、これについて何かご質問ご意見ございますでしょうか。

特になさそうなので、次に、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への意見の聴取ということですが、これについて何かご質問ご意見はございますか。

これも常設の委員会、協議会ということになりまして、それぞれ1回ずつ開催するというのですが、よろしいでしょうか。

では次に、3番目のパブリックコメントについてご質問ご意見がございましたらお願いいたします。太田委員お願いします。

**太田委員**

今回の取り扱う内容が結構デリケートなものであるなと思っておりますけれども、パブリックコメントでも、「どう接したらいいのか。」みたいに思う市民の方々も実際にはいらっしゃるのではないかと想像しております。とはいえ、いろんなご意見も頂戴しながら進めていければいいなというふうにも思えることなので、少しでも関心を高めやすいとか、興味を持てるような工夫について、今時点で何かお考えの部分があるか。また、もし意見が来なければ、どういう場面で方法とかを探っていこうと思っておりますか、そのあたりお聞きできればなと思っております。

**大竹課長補佐  
(地域づくり課)**

ご質問ありがとうございます。

まず、多様な性に関する理解促進の取り組みというのは、市といたしましては平成30年度から取り組んでまいりました。毎年度、私ども主催で理解促進のセミナーというものもやっているんですけども、参加者は徐々に増えてきている状況です。そういう点におきまして、関心度は高まってきていることでもあるのではないかなと考えております。

また、先ほど藤村からも説明いたしましたけれども、令和5年6月23日にLGBT理解増進法が制定になりまして、議員立法によるものですが、国会でも様々議論がございました。あるいはG7サミットがあった際に、同性婚に関する法律規定がないのは日本だけだということも話題になったということもありまして、関心を持っていただいたということもあるのかもしれないです。私どもといたしましては、市民の方々に関心を持っていただけるよう講座等に取り組んできたところですし、職員向けの研修というのでも取り組んでまいりました。やはり、制度を導入している他市からお伺いいたしますと、パブリックコメントで本当に様々なご意見が寄せられるということでした。東北で一番早く導入したのが弘前市では、かなり辛辣なご



意見もいただいたとのことでした。まだ法律も施行される前でしたし、ご理解いただくのに時間がかかったというところもあるのかもしれないですが、東京オリンピックの際には、スポーツ選手でも自ら公表するというような空気も出てまいりましたので、以前よりはだいぶ認知度も高まってきたのではないかなというところはあります。ただそれも以前よりはということでございます。今日委員の皆さん方も、3%から10%の方がLGBTという数字をご覧になって、正直言って驚かれたのではないかなというように思います。こういった点を踏まえまして、理解の促進に取り組んでまいりたいと考えております。また、東北管内では条例で制定しているところがございますが、本市といたしましては市民の皆さんからもご意見をいただいた上で、議会での議決をいただいて制定したいと考えておりまして、市としてこういったことをやっていきますということをパブリックコメントなどの際には周知をしてまいりたいと思いますし、議員の皆さん方からも一般質問等でパートナーシップ制度についてどのように進めていくのかというご質問もいただいておりますので、そういった際にもこういった考えでやってまいりますということを市としてなるべく多くの方に知っていただけるように、今後広めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**太田委員**

ありがとうございます。市でそういったセミナーとかを実施してきたというのは不勉強でした。今回パブリックコメントの実施予定時期が5月中旬からということで、毎年啓発の日にも重なってくると思うので、併せて関心がさらに高まる機会だなと思っておりました。

**佐藤良介委員  
長**

他にご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、市民参画を三つの方法で実施するわけですが、最終的には男女共同参画審議会の第3回目の会議において、諮問を行って答申を受けると、それに基づいて議会に上程するというところでよろしいんですね。そして10月1日からの施行を目指すということですね。

それでは何もご質問ご意見もないようですので評価に入りたいと思います。市民参画・協働推進職員チームの評価としては「適切である」ということです。当委員会の評価としても適切であるということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

**佐藤良介委員  
長**

では「適切である」という評価をいたします。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、審議事項の事後評価2件、事前評価1件についてを終了いたします。次に、その他ということで3件ございますが、ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。15時10分に再開いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(5分休憩)

**佐藤良介委員  
長**

それでは15時10分になりましたので会議を再開いたしたいと思います。

その他ということでございますが、初めに市政への市民参画の手引き案について担当の方から説明をいただいて、それに対してご質問ご意見をお伺いいたしたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

藤村係長  
(事務局)

それでは初めに、市政への市民参画の手引き案についてご説明させていただきます。

追加資料1-1と追加資料1-2をご準備願いたいと思います。委員の皆様には、昨年4月の市民参画・協働推進委員会で一度お見せしているものになりますが、その後、実際に市民参画を実施する職員の代表で構成されている職員チーム会議の方からの意見もありまして、内容を詰めてまいりましたので、変更点がございます。

昨年4月との変更点につきましては、6ページになりますけれども、大規模な市の施設の考え方について、もう少し具体的に例示をしていただかないと事務を進める上で難しいというご意見がございまして、こちらについて追記をしているものになります。表の中の5番、公共の用に供される大規模な市の施設(規則で定めるものに限る)の計画の策定又は変更の欄、内容の下段の方に※印で追記しておりますが、大規模な施設について建物と公園を区別して示してほしいということがございましたので、その点を変更しております。※建物につきましては、土地に定着した建物(道路施設を除く)又は運動施設をいいます。※公園につきましては、都市計画施設である公園又は緑地(公園施設を含む)をいいます。ただし民間で整備を行い、市に移管したものは除きます、というような整理にしております。市の職員の事務手続き上、それぞれの業務に関連して、国で定めている法律がございまして、こちらでこういった建物と公園の区別もきちんとされておりますことから、このように例示をさせていただいたものになります。

それから二つ目としましては、こども基本法というものが昨年制定されており、これに基づきまして、市の施策を策定する際には、子どもからの意見を聞くことが義務づけられました。ただし、当市ではまちづくり基本条例に子どもの権利等として、第8条第1項に「子どもはその年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します」と既に規定しております。これまでもまちづくり基本条例に基づきまして、市民参画を実施してきておりますので、ここでは市民参画を実施する上での留意点としまして、4ページの下段の表の下の※印1市民のところ、市民参画による意見表明の対象には「子ども」を含みますと記載しております。こども基本法第3条、第11条にそういったことが書かれておりまして、自治体で施策を検討する際には子どもの意見を聞くことされております。また、まちづくり基本条例第8条に既に子どもの権利等ということで示されておりますので、これに基づいて事務作業をしていきますということを改めて記載させていただいたものになります。

この市政への市民参画の手引きというものは全体の流れと、12ページ以降には、担当部署における市民参画の事務手続きということで、より具体的な内容を示したものの2部構成になっております。12ページの下段、◆の二つ目になりますが、市民参画による意見表明の対象者の留意事項といたしまして、まちづくり基本条例第8条第1項に子どもの権利として、子どもはその年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有することが規定されています。また、こども基本法第3条及び第11条に、こども施策の対象となるこどもから意見を聞くよう留意し、地方公共団体は必要な措置を講ずることが規定されておりますことから、案件がこども施策に関するものである場合は、こどもや保護者等から意見を聞くように留意するとともに、こどもが内容を理解しやすいような情報の提供に努めてくださいという記述を追記いたしました。下の箱書きになりますけれども、こども基本法第2条、こども施策についてですが、一つ目としまして意見を聞く対象となるこどもについて、こども基本法では、年齢に関係なく意見を伝えられるこども本人、こどもが意思表示をすることが難しい年齢等の場合は保護者や関係者のことをいう、とされておりますので、こどもからご意見を聞くといった場合にはこういった方々を対象といたします。

それから二つ目に、こども施策に該当すると考えられる市民参画の実績事例につ

いて例示しております。これは先ほども申し上げましたとおり、花巻市ではまちづくり基本条例に既にかかれておりましたので、これまでもまちづくり総合計画ですとか男女共同参画基本計画、環境基本計画などでは子どもからご意見を聞き、計画等に反映させるということをしておりましたので、そちらを事例として載せているものになります。

併せまして、様式の方も変更いたしました。追加資料の1-2になりますが、様式第2号が市民参画計画書になります。様式第2号の裏面、4市民参画実施計画チェック項目の1番の市民参画の方法についての2行目に「こども施策の場合、市民参画の対象者にこども（こども本人による意思表示が難しい年齢等の場合は保護者や関係者など）を含めたか」というチェック項目を入れております。また、同じように様式第4号が市民参画報告書になりますが、こちらの4市民参画実施チェック項目にこども施策の場合、市民参画の対象にこどもを含めたかというようなチェック項目を追記させていただきました。

大きな変更点としましては、この2点となりますので、皆様にご報告いたします。

なお、市政への市民参画の手引き案と様式集につきましては、4月1日の条例と規則の施行と同時に、運用開始されるものになります。本日こちらの委員会でご説明申し上げましたけれども、3月には庁内で職員に周知をし、4月からはこの手引きと様式で運用していきますということをお示ししていきたいというふうに考えております。手引き案につきましては、説明は以上になります。

**佐藤良介委員長**

市政への市民参画の手引き案について、修正点の説明をいただきましたけれども、皆さん何かご質問ございますか。

大規模な市の施設ということで5億円以上ということですが、建物と公園がどういふものかということに記載したということでもあります。建物は土地に定着した建物（道路施設を除く）又は運動施設をいいます。公園については、都市計画施設である公園又は緑地（公園施設を含む）をいいます。ただし、民間で整備を行い、市に移管したものは除きます、ということですがよろしいでしょうか。

もう一点は、こども基本法が制定されたということで、こどもの意見を聞くことが必要になってきたということで、それに基づく修正ということです。

**大竹課長補佐  
（事務局）**

少しだけ補足をいたします。

今出てまいりましたこども基本法というものですが、子どもの権利条約というものがあまして、その国で展開される子ども達に関する施策については、その受益者である子ども達や、今の子ども達に関するものでなくても将来的に受益者となり得るものについては、子ども達から意見を聞いて考慮するようにという国際条約を受けたものでございます。それを受けて国内法であるこども基本法が整備されまして、今後こういったようなことを各自治体で取り組んでいかなければならないといった動きとなっております。先ほど藤村から申し上げましたとおり、本市の場合は、まちづくり基本条例の中に子どもの関係を位置づけておりましたので、その考えに則って市民参画という仕組みもございましたので、この中でやっていくのが一番スムーズではないかという考えのもとに取り組んでいくものでございます。花巻市だけが取り組むということではなくて、法律の制定を受けて、花巻市ではこのようなやり方を考えたというものでございます。

あと先ほど太田委員からご質問いただいた市民参画の促進でありますけれども、3ページ目に市民参画の保障というところが書いております。これを手引きの最初のページに載せまして、職員たちにも周知をして、市民参画の機会の保障に取り組みます。以前ご説明したところでありますけれども、最後の2行、「市の施策策定にあ

たって適切と判断されたときは、市民の意見を聴く機会を設けることに努めるものとします。」という言葉が書いてあるのですが、これは市民参画条例の対象としているものでなくても、市の施策の中で適切と認められる場合にはなるべく機会を捉えて市民の皆さんの意見を聞いて進めることというようなことで記載しておりますので、このような考えに基づいて進めてまいりたいというものでございます。

**佐藤良介委員長**　　こども基本法ということで、こどもに関する施策についてはこどもの意見を聞くということですが、長山委員、いかがですか。

**長山委員**　　子どもの意見を聞くというのは大変重要でそのとおりだと思います。その趣旨というのは大切だなという感じはします。

子ども達から意見を聞く際の具体的な方法というか、そういったものがお分かりでしたら、お伺いしたいです。ちょっとイメージが湧かないのですけれども、年齢によって建設的な意見を述べる年齢もありますし、すごく夢のある意見を述べる年齢もあり非常に幅広いのですけれども、そこをどのように汲み取って作り上げていくかという辺りをご説明いただければ、何となくイメージが湧くと思いますのでお願いします。

**大竹課長補佐(事務局)**　　ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、まさに子どもというのは発達段階に応じまして、理解できることというものが違ってまいります。一例を申し上げますと、去年の12月にこちらの委員会で、矢沢地区における義務教育学校の関係の市民参画の計画をご審議いただきましたけれども、その際にはある程度責任持った意見を出せるということで、年代区分が5年生以上ということで設定されたと思います。また方法につきましても、ワークショップをやるということでございました。ワークショップをするためには対象者にお分かりいただけるように必要な情報提供をしてからということが前提になりますので、教育委員会の方でそちらについてはお考えいただいているかと思えます。年代によってご理解いただける方法を選択するかというのは原課で考えることにはなっております。ただやはり保育園等の子ども達となると意見を出すのは難しくなりますので、その際には親御さんからの意見でもいいということになってございます。これは、実際にやってみて研究しながら進めていかなければならない案件というように思っておりましたので、私どもといたしましても関係課と相談しながら、進めてまいりたいというように考えてございます。

**長山委員**　　おっしゃるとおり、矢沢小学校でこの前5年生がやったところですけども、道案内的な人が上手く導いていくということが非常に大きな鍵になるなというふうな感じがしました。ありがとうございます。

**佐藤良介委員長**　　それから太田委員の市民参画の保障についてはこの記載でよろしいでしょうか。

**太田委員**　　ご説明いただいてありがとうございます。

保障について、まずは市職員向けのガイドラインであるということは理解していますし、それが伝わる文章でもあるなと思いました。

今お示しいただいているガイドラインから若干はみ出す話になるのですけれども、手法として、ワークショップだったり意見聴取だったりとするのですけれども、例えば市民側で計画策定においてこういう話を市と一緒にしてみたいというような

提案があった場合は、取り扱いとして考えてあるかなというところで、その想定の部分についてお伺いします。

大竹課長補佐  
(事務局)

太田委員からお話いただいたケースに関しましては、実際市民の皆さん方から、要望という形でいただくケースがあるかと思います。地域の団体でこのように話し合って、市としてこのように取り組んでほしいというようにお話といたしましては、手法としては要望書でいただくということもあるかと思います。また、市政懇談会というのは地区に赴いて行きますけれども、特定の団体から意見交換をしたいという場合にはまちづくり懇談会という手段も用意してございますので、そういった申し出をいただければご意見として承りまして、要望いただいた際には希望する団体には市の考えを回答として差し上げておりましたので、そういった中で対応できるかと思っております。市民参画の計画につきましては、市民参画を行う市の当局で考えますので、当初はそういった想定はしていないわけですが、そういった場で寄せられる市民の意見につきましては、こういったことがありましたということで、事後評価の場でこういった団体からこういった意見もいただいておりますというようなことをご報告差し上げるような形にもなってくるかと思えます。要望という形が一番ご希望に沿えるかなというように考えてございますが、よろしいでしょうか。

太田委員

ありがとうございます。おそらくこの次の協働の部分に関わる話だったんだなと理解したところですけど、要望という形で受けていただけということですね。市民参画もいろんな方法があるなというのを改めて考えたところでの質問でした。

佐藤良介委員  
長

他にご意見ございますか。  
多田委員、お願いします。

多田委員

花巻市まちづくり基本条例からこの市民参画条例と、すごく花巻市でそういう辺りも整備されて、子どもの方もちゃんと位置づけられているということですが、実際に子どもに参画させる具体的な方法は今まで行われたのかを伺いたいです。あと先ほどお話あったけれども、市長との対話や市政懇談会などがあるけれど、その話されたことがどのように市に伝わって、どのように反映されたかということが分からないと、意見を言っても無駄だなと思ってしまう。市民として市政に参画する意識づけがすごく大事で、意見を言っても何もならないと政治の無関心ということに繋がってくるような気がするんです。市政懇談会や市民参画で参画した人達の意見にどのようなものがあって、これは取り入れられたとか、これはこういうふうに進んでいくとか、こういうことをお知らせする機会はあるものではないでしょうか。

大竹課長補佐  
(事務局)

子どもの意見聴取としてこれまで取り組んできたものということでもありますけれども、一つは先ほどお話した矢沢地区での義務教育学校との関係を今やっているところでもあります。また、子ども子育て支援というのがあります。この先何年かの市の子育ての施策についてどのようにするかというのがあるんですが、さすがに保育の需要とかの内容で、保育園児の子ども達がお答えするのは無理なので、受益になる親御さんに対してアンケートを直接行っております。それにつきましては、対象年齢を設定して、今はまだ保育園に入っていないけれども数年後に入るという子どもの親御さんたちも対象にしまして、どのような施策を望みますかというようなことについてはやらせていただいております。今の2つは市民参画の例ですが、

市民参画として行っていない例としましては、保育園も人数が少なくなってきて統合とかが実際出てまいりました。その際に、いきなり市として統合しますと出すのではなくて、何年か後にこのような状況になりますというのを今の保護者さん方にお知らせをして、運営についてどのようにしていきましょうかという意見交換を重ねまして、合意が得られましたならば統合をするというような、市民参画ではないけれども、市の施策に有効と認められる場合には市民の意見を頂戴しながら進めるということでは、そういったようなこととしてございます。あとは私どもがやりました男女共同参画基本計画の策定でもやりましたけれども、今ほとんどの計画は15歳以上の方を設定して、アンケートをお願いしております。私どもの場合は15歳以上ということで設定をしましたがけれども、中学生、高校生の年代の子達のご意見も出していただきながら、市の計画を策定しております。環境基本計画でも、小学校中学校の子供たちからもアンケートを行っているということでございました。

いただいた意見のフィードバックということですが、市政懇談会を例にとりますが、市政懇談会は振興センターを会場としてやらせていただきます。その振興センターで出された意見、それから市として回答申し上げた件につきましては、一覧表にまとめてその振興センターにお返しをして、皆さんの見えるところに閲覧できるようにお願いいたしますということで出させていたできておりました。また、全部の結果につきましては市のホームページで載せております。その際には、当日回答できないものがあるのですが、回答を保留とした件についても、この件についてはこのように考えていますということで、その後の状況などを追記しまして、閲覧いただけるようにということでやらせていただいております。

**多田委員**

例えば振興センターの会長さんが、こういうのがあって、こういうふうになったよとちゃんと地域住民にフィードバックして積極的に地域の皆さんにアピールしてくださいなんていうのもあればいいのかなと思うんです。貼るだけだと見ない方もいるけど、振興センターで役員会というのを年に何回か開いているので、そういうときに役員の人に伝わるようにやっていけば、役員からそれぞれの地域に伝わっていくのかなと思います。

**高橋委員**

市政への市民参画の手引き案に追加資料1-1の6ページの5番のところで具体例として総合体育館図書館とありますが、これは総合体育館図書館と繋がっていると読めばいいのですか。それとも区切りがあって、間が空くと考えればいいんですか。

**大竹課長補佐  
(事務局)**

正しくは点が入りまして、「総合体育館、図書館」となります。

**高橋委員**

間が空くということですね。分かりました。

**佐藤良介委員  
長**

藤井部長、お願いします。

**藤井部長  
(事務局)**

先ほどの市政懇談会の関係のフィードバックについては、ホームページでも公表しており、各振興センターとかコミュニティの地区の方にはこのような結果でしたということをお出ししています。市政懇談会の結果は翌月末を目途に公表しますということで説明をしているのですが、今の話ではやはり地域によって興味のあること、問題となることがあると思います。今度コミュニティの皆様方との協議の場が

ありますので、そのときには地域の方々が興味を持っている課題だと思うので、何かの形でお伝えしていただくということはお願いしてまいりたいと思います。

それから先ほどから子どもの関係の意見など様々なことが出ていましたが、これから例えば市民参画の事前評価の際などに、皆様方が評価する視点になると思います。手引きというのは内部のことですが、皆様方にはこのような観点で本当に市民参画をする予定となっているのかということもあると思いますので、皆様方にはご審議の中で確認をしていただいて、より良い形の市民参画を進めていくという前提で協力をお願いしたいというふうに思います。

**佐藤良介委員長** それではただいまの市政への市民参加の手引き案については、当委員会としてはご了承いただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

**佐藤良介委員長** では次に、花巻市パブリックコメント制度に関する指針の一部改正についてご説明をお願いいたします。

**藤村係長  
(事務局)** それでは、花巻市パブリックコメント制度に関する指針(案)についてご説明いたします。先ほどの市民参画条例の実施報告でもお話をいたしました。市民参画条例を制定するに当たり実施いたしましたパブリックコメントで、パブリックコメントの資料の設置場所の増設、表示を分かりやすく工夫するようといったご意見を頂戴いたしまして、それをもとに今回改正を行うものです。

改正した箇所についてのみご説明をいたします。

追加資料2-1の2ページ目になります。第4実施の周知及び公表の方法等の3番として、案等を作成するときは、表紙に案件名、実施期間、提出先、担当部署等を明記するなど、分かりやすい表示に努めるものとする、と追記いたしました。

それから2番の2段目から、以前は「公共施設」とさせていただいておりましたが、振興センター及び図書館等「多くの市民が利用する施設」に備え付けるとともに、市のホームページに掲載しなければならないとさせていただきました。多くの市民が利用する施設につきましても、追加資料2-2をご覧くださいと思います。第4実施の周知及び公表の方法等という欄がございまして、そちらの右側の二つ目になります。第2項の公表場所は、総合政策部総務課、総合支所地域振興課、振興センター、図書館、まなび学園、保健センター等のほか、なはんプラザ、ぷらっと花巻など多くの市民が利用する施設を念頭に備え付けることとします(体育施設は除きます。)とありますが、「なはんプラザ、ぷらっと花巻など多くの市民が利用する施設」とさせていただきました。追加する施設を選定するに当たりましては、市民参画・協働推進委員会の際にもご説明差し上げましたけれども、資料の管理等の関係から職員がいない場所は危ないのではないかとということもありました。このなはんプラザとぷらっと花巻は市で指定管理委託、あるいは市との協定による施設でございまして、それでこの二つを選択したという経緯がございまして。

次の表示の仕方についてですが、「案等を綴るファイルの表紙や背表紙に案件名、実施期間、意見の提出先、担当部署等を明記するほか、案等の設置場所を工夫するなど、分かりやすい表示方法に努めます」ということを追記させていただいております。

こちらを追記させていただいて、改正案といたしまして4月1日から市民参画条例、規則、そして手引きとともに運用させていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

佐藤良介委員長 ただいま花巻市パブリックコメント制度に関する指針（案）ということで改正点2点の説明がありました、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤良介委員長 これについても了承したものといたします。  
では次に最後になります、市民と市との協働指針について説明をお願いいたします。

藤村係長  
（地域づくり課） それでは最後の資料になります。追加資料3をご覧ください。  
こちらは市民と市との協働指針となりまして、委員の皆様がご就任いただいた際にもお配りしている資料になります。市民参画条例の実施報告の際にもご説明いたしました、パブリックコメントで協働についての検証や見直しはどうなっているのでしょうかというご意見をいただきました。協働については、市民参画条例とはまた別のものとなりまして、まちづくり基本条例第14条に規定されております。こちらについても、市民参画・協働推進委員会の皆様の所掌事項になっておりますので、4月以降に協働の指針をもう一度見直していただきまして、現在に合った内容かどうかも含めて見ていただければと思います。こちらの指針は平成23年8月に策定以来、一度も改正をされたことがないものになっておりますので、内容的にも見直し、検証をした方がいいかなと思っております。事務局といたしましても来年度は、他市の事例などを見ながら、現状に合ったものかどうか調査を進めていきますので、皆様方にも目を通していただければということで参考としてお渡ししたものにいたします。

説明は以上になります。

佐藤良介委員長 来年度以降この市民と市との協働指針についても見直しを図っていききたいということです。

今日は説明というよりも、まずこの資料について目を通していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、その他3点も終了させていただきます。

4番のその他に入りますが、次回の委員会はいつ頃の予定でしょうか。

大竹課長補佐  
（事務局） 次回の委員会ということでございますけれども、通常であります5月の開催ということになります。私どもといたしましてはそのように予定をしておりますけれども、もし庁内から緊急に審査してほしい案件があるということがあれば、臨時でお集まりいただくことがあるかもしれません。今予定しておりますのは5月をお願いをしたいということで考えておりましたので、近くなりましたら委員長と日程を相談させていただいて、委員の皆様方にもお知らせをさせていただきたいというように考えております。よろしく願いいたします。

佐藤良介委員長 皆さんの方から何かございますか。

それでは本日は長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。今日出された意見をこれからの市民参画に反映できるようによろしく願いしたいと思っております。また先ほどお話がございましたように、市民参画・協働推進委員会の役割も非常に重要なものがあると思っておりますので、改めてこの委員会の役割を認識していただいて、我々も取り組んでいかなければならないと



思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして第8回花巻市市民参画・協働推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 午後4時00分)